

区分	住宅1棟あたりの手数料額(注1)					
	登録住宅性能評価機関により			左記以外		
	基準適合が認められたもの(注2)		住宅性能評価を受けたもの(注3)			
	新築	増築・改築	新築のみ	新築	増築・改築	
一戸建ての住宅(注4)	6,000円	9,000円	16,000円	47,000円	69,000円	
共同住宅等 (注5)	5戸以内	12,000円	18,000円	57,000円	109,000円	163,000円
	6～10戸	21,000円	32,000円	92,000円	174,000円	260,000円
	11～25戸	31,000円	47,000円	172,000円	343,000円	514,000円
	26～50戸	58,000円	87,000円	295,000円	614,000円	919,000円
	51～100戸	101,000円	151,000円	453,000円	1,056,000円	1,580,000円
	101～200戸	166,000円	249,000円	825,000円	1,953,000円	2,924,000円
	201～300戸	205,000円	306,000円	1,125,000円	2,790,000円	4,177,000円
301戸～	219,000円	327,000円	1,361,000円	3,418,000円	5,117,000円	

注1	申請1件(1戸)あたりの手数料:共同住宅の場合、表の額を申請対象戸数で割った額となります。(100円未満の端数がある場合は切り捨て)
注2	登録住宅性能評価機関の審査:確認申請を行う前に、登録住宅性能評価機関において、認定基準の全ての区分(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号)について技術的審査を受け、認定基準に適合していることを認める旨の書類(適合証)を添付してください。
注3	登録住宅性能評価機関において事前に住宅性能評価を受け、交付された住宅性能評価書を添付してください。認定基準のすべての項目を住宅性能評価書で確認をすることができない為、確認できない分について審査が必要となります。
注4	一戸建ての住宅:住宅以外の用途に供する部分がないもの (長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第4条第1項第1号)
注5	共同住宅等:上記の「一戸建ての住宅」以外のもの 共同住宅、長屋、併用住宅等 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第4条第1項第2号)

木更津市都市整備部住宅課